

横手市公告第2号

自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年1月26日

横手市長 高橋 大

1 入札に付する事項

- (1) 自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借契約
- (2) 設置場所、設置台数及び仕様等は「自動販売機の設置に係る市有財産貸付物件一覧表」「自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借仕様書」のとおり。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団と密接な関係を有しないこと。
- (3) 横手市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 法人にあっては横手市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては横手市内で業を営んでいること。

3 契約書案その他入札に必要な書類を示す日時及び場所

- (1) 期間 令和8年1月26日（月）から2月9日（月）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5

時 15 分まで

(2) 場所 横手市中央町8番2号 横手市財務部財産経営課

4 入札参加申込手続き

(1) 期間 令和8年1月26日(月)から2月9日(月)午後5時まで必着

(2) 場所 横手市中央町8番2号 横手市財務部財産経営課

(3) 必要書類

①個人の場合

入札参加申込書、誓約書、住民票抄本(写し可)、市区町村税納税証明書(直近年度分、写し可)、印鑑登録証明書(写し可)

②法人の場合

入札参加申込書、誓約書、商業登記簿謄本(写し可)、市区町村税納税証明書(直近年度分、写し可)、印鑑証明書(写し可)

5 入札の手続き

(1) 入札は簡易書留又は特定記録郵便による郵送により行う。

(2) 期間 入札参加資格確認通知書到着後から

令和8年2月24日(火)午後5時まで必着

(3) 場所 横手市中央町8番2号 横手市財務部財産経営課

(4) 必要書類 入札書、くじ値

6 開札

(1) 日時 令和8年2月26日(木)午後4時から

(2) 場所 横手市役所 本庁舎5階 第6委員会室

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

(2) 同一の入札物件に2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札物件に他の設置事業者の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(5) 入札書の記載事項欠落、判読できない入札、入札金額を訂正し

た入札

(6) 記名押印を欠く入札

(7) その他指定した以外の方法による入札

9 その他

詳細については、横手市財務部財産経営課（電話 0182-35-2168）に照会のこと。